一一・七GHz以上一二・七GHz以下	七三デシベル
一二・七GHzを超え一八GHz以下	九二デシベル

(7)　不要発射による電界強度について、一、〇〇五MHzから二、三九五MHzまでの間及び二、五〇五MHzから一七、九九五MHzまで（五、七二〇MHzから五、八八〇MHzまでを除く。）の間において尖頭値が最も高い妨害波の周波数を中心として、別表第八号第一の2(6)に定める条件で、一〇MHz掃引した値の尖頭値が、当該設備から三メートルの距離において毎メートル六〇デシベルマイクロボルト以下であること。

第四十六条の七第一項第二号中(3)を削り、(4)を(6)とし、(2)の次に次のように加える。

(3)　電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一〇kHz以上五〇kHz未満	一二二デシベル	／
五〇kHz以上一四八・五kHz未満	一〇二デシベルから九二デシベルまで　※	／
一四八・五kHz以上五〇〇kHz未満	七八デシベルから六八デシベルまで　※	六八デシベルから五八デシベルまで　※
五〇〇kHz以上五MHz以下	五六デシベル	四六デシベル
五MHzを超え三〇MHz以下	六〇デシベル	五〇デシベル

注　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(4)　利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度が次の（一）及び（二）の各表に定める値以下であること。

（一）　その設備の対角線の寸法が一・六メートル未満である場合

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）	磁界により直径二メートルのループアンテナに誘起される電流の準尖頭値の許容値（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）	
	水平成分	垂直成分
一〇kHz以上七〇kHz未満	八八デシベル	一〇六デシベル
七〇kHz以上一四八・五kHz未満	八八デシベルから五八デシベルまで　※	一〇六デシベルから七六デシベルまで　※
一四八・五kHz以上三〇MHz以下	五八デシベルから二二デシベルまで　※	七六デシベルから四〇デシベルまで　※

（二）　その設備の対角線の寸法が一・六メートル以上である場合

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）	その設備から三メートルの距離における磁界強度の準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
一〇kHz以上七〇kHz未満	六九デシベル
七〇kHz以上一四八・五kHz未満	六九デシベルから三九デシベルまで　※
一四八・五kHz以上四MHz未満	三九デシベルから三デシベルまで　※
四MHz以上三〇MHz以下	三デシベル

注　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とし、五二六・五kHzから九一二kHzまでの周波数においては、一八デシベルとする。

(5)　不要発射による電界強度がその設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHzを超え八〇・八七二MHz以下	三〇デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八八MHz未満	五〇デシベル
八一・八八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四MHz未満	五〇デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル